

高松市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

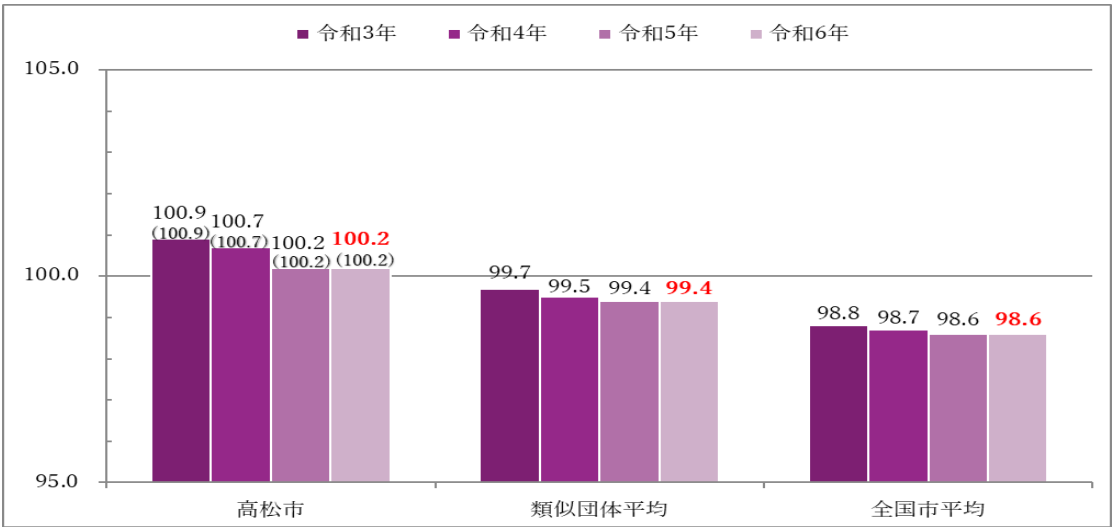
区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 令和4年度の人件 費率
令和 5 年度	人 411,004	千 円 181,259,217	千 円 4,380,068	千 円 32,253,422	% 17.8	% 18.7

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当たり 給 与 費 B / A	(参考) 類似団体 一人当たり 給 与 費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 5 年度	人 3,122	千 円 11,833,313	千 円 3,118,017	千 円 5,031,063	千 円 19,982,393	千 円 6,401	千 円 6,359

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
- 2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
- 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

- 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)
- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、
②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み
③国の運用と異なり、短高卒についても大卒と同様の昇任制度を設けているため。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)平成27年4月1日

(内容)一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。若年層については、引下げ改定を行わない。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準 6 % に対し、高松市においても 6 % を支給。

（実施時期）平成 27 年 4 月 1 日より実施。段階的に支給割合を上げることとし、平成 27 年 4 月 1 日時点は 4 %、給与改定後は平成 27 年 4 月に遡及し 5 %、平成 28 年 4 月 1 日から 6 % を支給。

（参考）

	各年度の支給割合											
	平成 26 年度	平成 27 年度		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
		4 月 1 日時点	遡及 改定 後									
国基準に よる支給 割合	3 %	4 %	5 %	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %
高松市の 支給割合	3 %	4 %	5 %	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %

③その他の見直し内容

単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成 28 年 4 月 1 日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和 6 年 4 月 1 日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
高松市	41.9 歳	319,900 円	405,804 円	365,039 円
香川県	42.9 歳	325,400 円	412,353 円	357,791 円
国	42.1 歳	323,823 円	—	405,378 円
中核市	42.3 歳	322,065 円	406,828 円	366,830 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料 月額	平均給与 月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与 月額 (B)	A/B
高松市	49.3 歳	326 人	338,259 円	395,385 円	370,351 円	—	—	—	—
うち清掃職員	54.4 歳	90 人	366,672 円	452,726 円	400,474 円	廃棄物処理 業従業員	47.7 歳	314,900 円	1.44

うち学校給食員	48.1 歳	129 人	337,800 円	380,749 円	369,745 円	飲食物調理従事者	43.2 歳	250,200 円	1.52
うち守衛	49.1 歳	4 人	381,100 円	494,725 円	432,100 円	警備員	52.7 歳	257,900 円	1.92
うち用務員	57.2 歳	15 人	378,500 円	412,033 円	404,640 円	用務員	49.1 歳	244,800 円	1.68
うち自動車運転手	56.3 歳	8 人	360,600 円	449,388 円	390,400 円	乗用自動車運転者	58.9 歳	265,100 円	1.70
うちその他技能労務職	43.3 歳	80 人	296,100 円	343,141 円	326,821 円	—	—	—	—
香川県	55.9 歳	9 人	299,869 円	320,872 円	314,739 円	—	—	—	—
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	— 円	330,553 円	—	—	—	—
類似団体	50.9 歳	183 人	319,664 円	376,837 円	350,144 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C/D
高松市	6,455,520 円	— 円	—
うち清掃職員	7,278,612 円	4,376,300 円	1.66
うち学校給食員	6,307,388 円	3,321,600 円	1.90
うち守衛	8,019,200 円	3,535,100 円	2.27
うち用務員	6,802,696 円	3,297,300 円	2.06
うち自動車運転手	7,111,056 円	3,367,200 円	2.11
うちその他 技能労務職	5,562,092 円	— 円	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和3～令和5年の3ヵ年平均）。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③ 高等（特別支援、各種、専修）学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
高松市	46.2歳	385,955円	430,383円
香川県	46.3歳	380,498円	434,712円
中核市	46.4歳	381,406円	446,739円

④ 小・中学校（幼稚園）教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
高松市	40.9歳	319,840円	358,676円
香川県	41.3歳	351,154円	395,885円
中核市	39.8歳	314,557円	367,988円

（注）1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

（2）職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		高 松 市	香 川 県	国
一般行政職	大 学 卒	196,200円	202,400円	196,200円
	高 校 卒	166,600円	170,900円	166,600円
技能労務職	高 校 卒	171,350円	159,500円	－
	中 学 卒	－	151,200円	－
高等（特別支援、各種、専修）学校教育職	大 学 卒	226,100円	226,100円	－
	高 校 卒	183,400円	183,400円	－
小・中学校（幼稚園）教育職	大 学 卒	196,200円	226,100円	－
	高 校 卒	166,600円	183,400円	－

（3）職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	272,088円	357,682円	394,947円	398,681円
	高 校 卒	236,317円	***	***	391,909円
技能労務職	高 校 卒	219,400円	283,467円	315,025円	378,475円
	中 学 卒	－	－	－	－
高等学校教育職	大 学 卒	352,898円	***	－	431,704円
小・中学校（幼稚園）教育職	大 学 卒	267,250円	－	***	－

※「***」については、対象者が1名であり個人の特定に繋がることから記載しないもの。

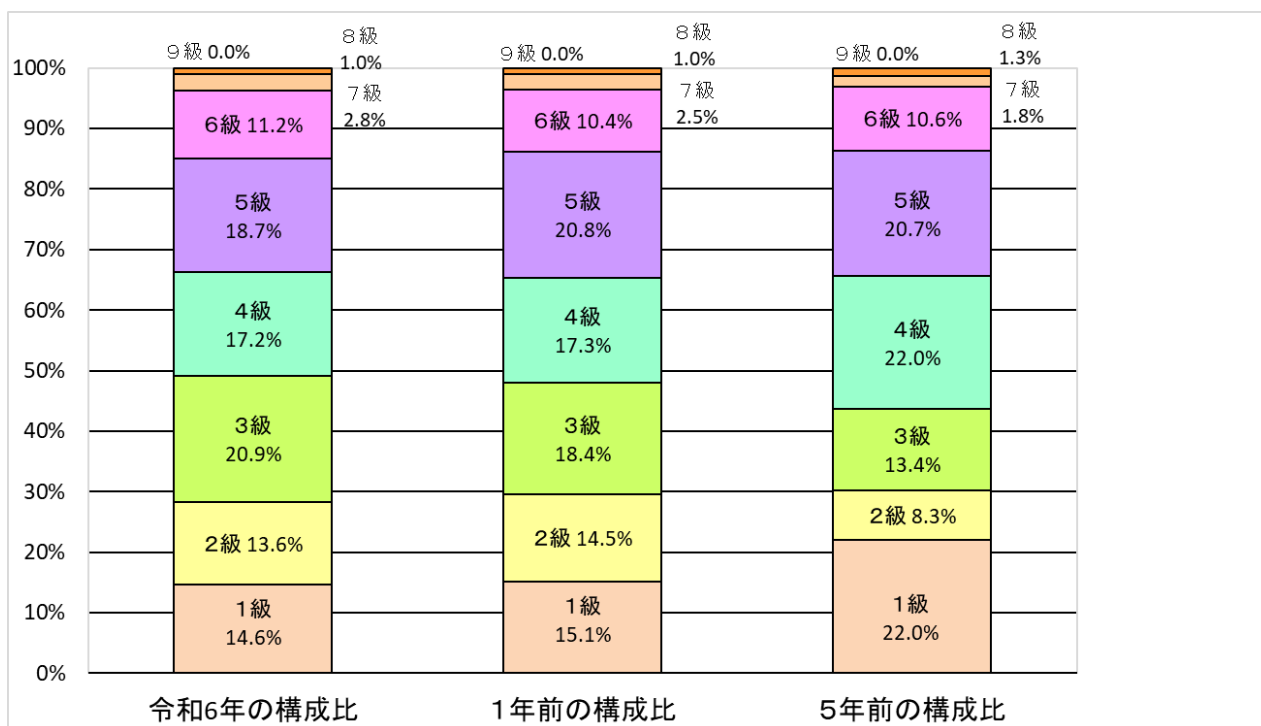
3 一般行政職の級別職員数等の状況

（1）一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

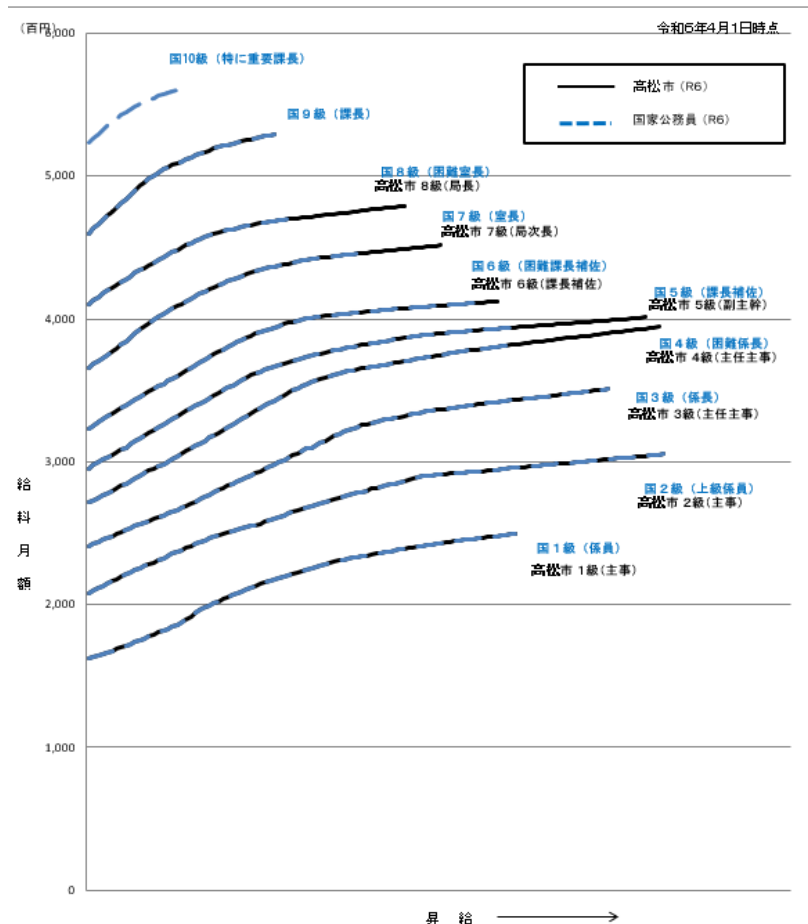
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事、技師	212人	14.6%	162,100円	249,400円
2級	主事、技師	198人	13.6%	208,000円	305,200円
3級	主任主事、主任技師	304人	20.9%	240,900円	351,000円
4級	係長、主任主事、主任技師	250人	17.2%	271,600円	394,500円
5級	課長補佐、副主幹	271人	18.7%	295,400円	401,000円
6級	課長、課長補佐	163人	11.2%	323,100円	412,300円
7級	局次長、課長	40人	2.8%	365,500円	451,400円
8級	局長、局次長	14人	1.0%	410,300円	479,000円
9級	局長	0人	0.0%	459,900円	528,900円

（注）1 高松市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（高松市）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

高松市	香川県	国
1人当たりの平均支給額(令和5年度) 1,605千円	1人当たりの平均支給額(令和5年度) 1,704千円	—
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（高松市）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率	○	○	○	○

	標準の成績率のみ（一律）			
ロ．	人事評価を活用していない			
	活用予定時期			

(2) 退職手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

高 松 市			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続 20 年	19.6695 月分	26.3655 月分	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 （定年前早期退職特例措置 2%～22%加算） 1人当たり平均支給額 2,888千円 21,442千円			その他の加算措置 （定年前早期退職特例措置 2%～45%加算）		

- （注） 1 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、令和 5 年度に退職した職員（事務局費を含む）に支給された平均額である。
- 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

支 給 実 績（令和 5 年度決算）			776,779 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 5 年度決算）			242,895 千円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
高松市（下記を除く）	6%	3,192 人	6%
大津市	10%	1 人	10%
京都市	10%	1 人	10%
< 医師・歯科医師 >	16%	1 人	16%
東京都（特別区）	20%	2 人	20%

(4) 特殊勤務手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

支給実績（令和 5 年度決算）		196,000 千円		
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 5 年度決算）		110,236 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和 5 年度）		53.4 %		
手当の種類（手当数）		31		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和 5 年度決算）	左記職員に対する支給単価
税務事務職員 手当	税務職	(1) 税務部長の職にある者又は納税課、市民税課若しくは資産税課に勤務する職員で市税の賦課徴収等に関する事務に従事したもの	15,981 千円	1 日につき 500 円
		(2) 前号に定める職員で市税の滞納処分に従事したもの又は納税	435 千円	差押調書 1 件につき 200 円

		課に勤務する職員（国保・高齢者医療課、介護保険課、こども保育教育課及び下水道業務課に兼務を命ぜられた者に限る。）で国税又は地方税の滞納処分の例により処分できる歳入の滞納処分に従事したもの	2 千円	差押物件引揚 1 件につき 300 円
自動車乗務職員 手当	技能労務職 一般行政職 （(2)のみ）	(1) 財産経営課、こども保育教育課、環境指導課、環境業務課、西部クリーンセンター、学校又は中央図書館に勤務する職員で、自動車の運転に従事するもの	1,666 千円	月額 4,400 円
		(2) 牟礼総合センター、環境指導課、環境業務課又は西部クリーンセンターに勤務する職員（特に市長が指定した職員に限る。）で、前号に定める職員に代わって自動車の運転に従事するもの	2,147 千円	月額 4,400 円
		(3) 環境指導課、環境業務課又は西部クリーンセンターに勤務する職員で大型・小型特殊自動車のうち、特に市長が指定する特殊自動車を 1 日につき 4 時間以上運転したもの	66 千円	1 日につき 340 円
		(4) 前号に定める特殊自動車に 1 日につき 4 時間以上同乗して作業に従事した職員	0 千円	1 日につき 340 円
用地交渉等手当	一般行政職	土地の取得等又はこれに係る損失の補償のために行う交渉業務に従事した職員	148 千円	1 日につき 650 円
夜間業務手当	一般行政職 技能労務職	次のア又はイに掲げる職員（正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）である場合に限る。）で、当該深夜においてそれぞれア又はイに掲げる業務に従事したもの ア 財産経営課に勤務する職員 守衛の業務	268 千円	1 勤務につき 780 円（その勤務に含まれる深夜における勤務時間が2時間未満の場合は 410 円）
		イ 西部クリーンセンターに勤	1,807 千円	1 勤務につき 1,100 円（その勤務

		務する職員 じんかいの焼却 又は破砕の作業		に含まれる深夜に おける勤務時間が 2 時間以上 5 時間 以下の場合は 730 円、2 時間未満の 場合は 410 円)
交替制勤務手当	看護保健職	交替制勤務等に従事すること により、通常利用している交通機 関を利用できない職員	0 千円	1 回につき 1,140 円
公害防止等業務 手当	一般行政職	環境指導課に勤務する職員で、 現に使用されているし尿処理施 設、ごみ処理施設、産業廃棄物 処理施設又は浄化槽の立入検査 に従事したもの又は直接騒音、 振動、大気の汚染、水質の汚濁 、悪臭等の規制若しくは調査指 導に従事したもの	112 千円	1 日につき 270 円
福祉事務従事職 員手当	一般行政職 看護保健職	(1) 社会福祉主事（同心得を含 む。）、身体障害者福祉司（同 心得を含む。）若しくは知的障 害者福祉司（同心得を含む。） の職にある者で直接社会福祉、 身体障害者福祉若しくは知的障 害者福祉の業務に従事するもの 又は障がい福祉課に勤務する保 健師で直接精神障害者福祉の業 務に従事するもの (2) 行旅死病人の収容又は保護に 従事する職員で、直接行旅死病 人の収容又は保護の業務に従事 したもの	20,290 千円 0 千円	1 日につき 420 円 行旅死亡人 1 体につ き 5,400 円 行旅病人 1 件につ き 1,800 円
保育・幼児教育従 事手当	福祉職	保育所、こども園又は幼稚園に 勤務する保育教育士等で、保育 又は幼児教育の業務に従事する もの	38,892 千円	1 日につき 400 円
斎場業務手当	一般行政職 技能労務職	(1) 市民やすらぎ課の斎場に勤務 する職員で、直接火葬業務に従 事したもの (2) 市民やすらぎ課の斎場に勤務 する職員で、火葬補助業務に従 事したもの	4,162 千円 75 千円	1 日につき 2,500 円 1 日につき 250 円
じんかい処理手 当	一般行政職 技能労務職	(1) 市民やすらぎ課又は市営住宅 課に勤務する職員で、直接じん かいの収集又は処分に従事した もの	0 千円	1 日につき 960 円

		(2) 環境指導課、環境業務課又は西部クリーンセンターに勤務する職員で、直接じんかいの収集又は処分に従事したもの（自動車の運転に従事した者を含む。） (3) 南部クリーンセンター又は西部クリーンセンターに勤務する職員で、直接じんかいの焼却、破砕又は選別の作業に従事したもの	22,628 千円 7,424 千円	1 日につき 1,260 円 1 日につき 960 円
汚物処理手当	一般行政職 技能労務職	環境業務課、下水道業務課、下水道整備課又は下水道施設課に勤務する職員で直接汚物処理に従事したもの	836 千円	1 日につき 1,060 円
精神保健業務手当	看護保健職	(1) 保健所に勤務する職員で、精神保健指定医の診察の立会い又は入院のための患者の移送の業務に従事したもの (2) 保健所に勤務する保健師又は精神保健福祉相談員で、精神障害者の社会復帰に関する相談又は指導の業務に従事したもの	0 千円 77 千円	1 日につき 290 円 1 日につき 290 円
結核患者訪問手当	看護保健職	保健所に勤務する保健師で、結核患者の訪問指導の業務に従事したもの	6 千円	1 日につき 230 円
狂犬病予防等作業手当	医療技術職 技能労務職	(1) 犬、猫、有害鳥獣等の捕獲、引取り、収容又は処分の作業に従事したもの (2) 保健所に勤務する職員で、前号の作業以外の狂犬病予防等に係る作業に従事したもの	461 千円 5 千円	1 日につき 910 円 1 日につき 250 円
と畜検査業務手当	医療技術職	保健所に勤務すると畜検査員で、獣畜のとさつ又は解体の検査業務に従事するもの	268 千円	1 日につき 350 円
市場職員手当	一般行政職	市場に勤務する職員で売買取引の管理業務に従事したもの ア 正規の勤務時間による勤務として午前 5 時 15 分から従事した職員 イ 正規の勤務時間による勤務として午前 6 時 15 分から従事した職員	26 千円 3 千円	1 日につき 800 円 1 日につき 600 円

高所・深所作業手当	一般行政職 技能労務職	地上若しくは水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所又は地下若しくは水面下4メートル以上の深所で行う土木工事作業若しくはその監督又は検査の業務に従事した職員	0 千円	1 日につき 300 円
道路上作業手当	一般行政職 技能労務職	交通を遮断することなく行う道路の維持修繕作業に従事した職員	0 千円	1 日につき 300 円
建築主事手当	一般行政職	建築主事の職にある者で建築物の確認等の業務に従事したもの	164 千円	1 日につき 250 円
災害応急作業等 手当	全職種	(1) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場において巡回監視の業務に従事した職員	8 千円	1 日につき 480 円(日没から日出までの間において従事した場合はその額にその 100 分の 50 に相当する額を加算した額)
		(2) 異常な自然現象により重大な災害が発生した箇所又は発生するおそれの著しい箇所での応急作業又は応急作業のための災害状況の調査の業務に従事した職員	4 千円	1 日につき 730 円(日没から日出までの間において従事した場合はその額にその 100 分の 50 に相当する額を加算した額)
消防業務手当	消防職	(3) 市の区域外で市長が認めるもの	0 千円	1 日につき 1,080 円(日没から日出までの間において従事した場合はその額にその 100 分の 50 に相当する額を加算した額)
		消防業務に従事する消防吏員（救急業務手当の項及び救助業務手当の項に定める者を除く。）	5,325 千円	月額 1,700 円
消防自動車乗務 職員手当	消防職	(1) 車両総重量が8,000キログラム以上の消防用自動車の運転に従事した消防吏員	623 千円	1 勤務につき 240 円
		(2) 車両総重量が8,000キログラム未満の消防ポンプ自動車の運転に従事した消防吏員	777 千円	1 勤務につき 210 円

		(3) 車両総重量が8,000キログラム未満の消防用自動車（消防ポンプ自動車を除く。）の運転に従事した消防吏員	3,258 千円	1 勤務につき 190 円
夜間特殊業務手当	消防職	交替制勤務者で、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務に従事した消防吏員 ア 深夜勤務が5時間以下のもの イ 深夜勤務が2時間未満のもの	28,189 千円 2,596 千円	1 回につき 730 円 1 回につき 410 円
救急業務手当	消防職	(1) 救急救命士の資格を有する消防吏員で、救急救命処置の業務に従事するもの (2) 救急業務に従事する消防吏員（前号に定める者を除く。）	5,314 千円 3,403 千円	月額 7,000 円 月額 3,400 円
救助業務手当	消防職	救助業務に従事する消防吏員	2,399 千円	月額 3,400 円
年末年始等勤務手当	全職種	(1) 次のア又はイに掲げる職員で、年始（1月1日から同月3日までをいう。以下同じ。）又は年末（12月29日から同月31日までをいう。以下同じ。）に平常勤務の態様で勤務に従事したもの（消防吏員を除く。） ア 環境指導課、環境業務課若しくは西部クリーンセンターに勤務し、直接じんかいの収集若しくは処分に従事した職員（自動車の運転に従事した者を含む。）、南部クリーンセンター若しくは西部クリーンセンターに勤務し、直接じんかいの焼却、破砕若しくは選別の作業に従事した職員又は衛生センターに勤務し、直接汚物処理に従事した職員 イ アに掲げる職員以外の職員 (2) 年始又は年末に宿直勤務又は日直勤務に従事した職員 ただし、前号ただし書に定める	1,478 千円 760 千円 0 千円 0 千円	1 日につき 8,400 円（4時間以下の場合は4,200円） 1 日につき 5,300 円（4時間以下の場合は2,650円） 1 夜又は1日につき 5,300 円（半夜又は半日（4時間以下）の場合は2,650円） 1 夜又は1日につき 8,400 円（半夜

		勤務場所において宿直勤務又は日直勤務に従事した職員 (3) 年始又は年末に平常勤務の態様で勤務に従事した消防吏員 (4) 年始後の3日間に平常勤務の態様で勤務に従事した職員で、環境指導課、環境業務課若しくは西部クリーンセンターに勤務し、直接じんかいの収集若しくは処分に従事したもの（自動車の運転に従事した者を含む。）又は南部クリーンセンター若しくは西部クリーンセンターに勤務し、直接じんかいの焼却、破砕若しくは選別の作業に従事したもの	2,497 千円 780 千円	又は半日（4 時間以下）の場合は 4,200 円） 1 日につき 1,700 円 1 日につき 3,300 円（4 時間以下の場合は 1,650 円）
有害物等取扱手当	医療技術職 技能労務職	(1) 保健所に勤務する職員（医師若しくは診療放射線技師又はこれらの職員を補助する者に限る。）で、エックス線その他放射線を人体に対して照射する業務又はこれに準じる業務（MRI 検査を除く。）に従事したもの (2) 保健所に勤務する職員で、病原微生物検査に従事したもの（同一の日に次号の規定の適用を受けない者に限る。） (3) 保健所に勤務する職員で、有害物（労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第13条第1項第3号ヲに定める有害物をいう。以下この号において同じ。）を使用する検査、試験等に従事したもの又は有害物のガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所において立入検査に従事したもの (4) 保健所に勤務する職員で、直接薬剤散布に従事したもの	43 千円 219 千円 98 千円 0 千円	1 日につき 160 円 1 日につき 290 円 1 日につき 290 円 1 日につき 450 円
（新型コロナウイルス感染症にかかる特例）		新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であって、新型コロナウイルス感染症患者等に接して行う検体採取若しくはその補助又	67 千円	1 日につき 3,000 円 （患者等の身体に接触して、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う業務の場合は

		はこれらに準ずる業務に従事した職員		4,000円)
保健衛生業務手当	医療技術職	直接保健指導その他保健師の業務に従事した職員	2,706千円	1日につき 150円
感染症治療等業務手当	医療技術職	(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第5項までに規定する感染症その他これらに準ずる感染症として市長が定める感染症（以下この号において「感染症」という。）に関して直接調査し、又は感染症の病原体に汚染されている区域において行う患者の看護若しくは移送若しくは当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事した職員 (2) 家畜伝染病予防法第2条第1項に規定する家畜伝染病のうち人畜共通の伝染性疾病の病原体に汚染されている区域において行う患畜の飼育又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事した職員 (3) 第1号に定める処理作業のうち消毒の作業に従事した職員	3千円 0千円 0千円	1日につき 290円 1日につき 400円 1日につき 400円
（新型コロナウイルス感染症にかかる特例）		新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であって、新型コロナウイルス感染症患者等に関して直接行う調査若しくは新型コロナウイルス感染症患者等の看護若しくは移送若しくは新型コロナウイルス感染症の病原体に汚染されている区域において行う当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理を行うもの又はこれらに準ずる業務に従事した職員	4,697千円	1日につき 3,000円 （患者等の身体に接触して、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う業務の場合は4,000円）
教員特殊業務手当	主幹教諭、養護教諭等で給料表の1級	(1) 非常災害時の緊急業務 ア 非常災害時における児童等の保護又は緊急の防災・復旧	0千円	1日につき 8,000円

	、2級又は特2級のもの	業務 イ 児童等の負傷、疾病等に伴う救急業務 ウ 児童等に対する緊急補導業務 (2) 児童等引率指導業務（泊あり） (3) 週休日等を行う対外運動競技等の児童等引率指導業務 (4) 週休日等の部活動指導業務 (5) 週休日等の入学試験監督等業務	0 千円 0 千円 642 千円 571 千円 83 千円 156 千円 3,074 千円 0 千円	1 日につき 7,500 円 1 日につき 3,750 円 1 日につき 5,100 円 1 日につき 5,100 円 2 時間以上 3 時間未満 1 日につき 1,900 円 3 時間以上 4 時間未満 1 日につき 2,700 円 4 時間以上 1 日につき 3,600 円 1 日につき 1,800 円（半日程度 900 円）
教育業務連絡指導手当	教務主任、学年主任、生徒指導主事等	教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言の業務	87 千円	1 日につき 200 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 （令和 5 年度決算）	1,155,233 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 （令和 5 年度決算）	399 千円
支給実績 （令和 4 年度決算）	1,264,934 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 （令和 4 年度決算）	443 千円

（注） 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和 5 年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （令和 5 年度決算）	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 （令和 5 年度決算）
扶 養 手 当	扶養親族のある職員に支給 ・ 配偶者及び子以外の扶養親族 行政職俸給表（一）7 級相当以下 6,500 円	同じ	—	328,818 千円	242,134 円

	行政職俸給表(一) 8級相当 3,500円 行政職俸給表(一)9 級相当以下 支給 しない ・子 10,000円 ※満16歳の年度初 めから満22歳の年 度末までの間にあ る子1人につき 5,000円加算				
住居手当	自ら居住するための の住宅を借り受け、 一定額を超える家 賃を支払っている 職員又は世帯主で ある職員に支給 【借家・借間居住者】 ・家賃23,000円以下 家賃－12,000円 ・家賃23,000円超 55,000円以下 (家賃額－23,000 円)×1/2+11,000 円 ・家賃55,000円超 27,000円	異なる	【借家・借間居住 者】 ・家賃27,000円以 下 家賃－16,000 円 ・家賃27,000円超 61,000円未満 (家賃額－27,000 円)×1/2+11,000 円 ・家賃61,000円以 上 28,000円	217,354千円	275,133円
通勤手当	通勤のために交通 機関等の利用を常 例とすること、運賃 等の負担を常例と すること、徒歩によ り通勤するものと した場合の通勤距 離が片道2km以上で あること 【公共交通機関等 の利用者】 ・原則として、6か 月定期券相当額(上 限額なし) 【自動車等の使用 者】 通勤のために自動 車等の使用を常例 とすること、徒歩に より通勤するもの とした場合の通勤 距離が片道2km以上 であること 支給額：2,700円～3 0,700円	異なる 異なる	国：上限額 55,000円 国：2,000円～ 31,600円	229,731千円	80,495円
管理職手当	管理又は監督の地 位にある職員の職	異なる	国：34,900円～ 146,400円	293,046千円	681,504円

	のうち、市長の定めるものに支給 ・属する職務の級及び区分に応じ定める額（定額） 40,000～103,700円				
初任給調整手当	医員の職等にある職員に、採用の日から一定期間支給 ・職員の区分及び採用日以後の期間の区分に応じ309,200円以内	同じ	—	7,810千円	867,850円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給	異なる	国：一般の宿日直勤務1回につき4,400円	一円	一円
単身赴任手当	異動または勤務所の移転により単身で生活する職員に支給	同じ	—	1,302千円	651,000円
管理職員特別勤務手当	(1)管理職員が臨時又は緊急の必要により週休日等に勤務した場合に支給 勤務1回につき 6,000円～12,000円（勤務6時間超9,000円～18,000円） (2)平日深夜に勤務した場合に支給 勤務1回につき 3,000円～6,000円	異なる 異なる	国：6,000円～18,000円（勤務6時間超9,000円～27,000円） 国：3,000円～6,000円	5,377千円	38,407円
義務教育等教員特別手当	高等学校に勤務する教育職員等に支給 ・職員の区分に応じ職務の級、号級に対応する額			6,342千円	71,265円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等
給 料	市 長	1,110,000円		(参考) 類似団体における最高／最低額		
	副 市 長			1,180,000円／	707,000円	
報 酬	議 長	897,000円		960,000円／	696,000円	
	副 議 長	727,000円		823,000円／	584,000円	
	議 員	647,000円		747,000円／	504,000円	
		608,000円		700,000円／	475,000円	

期 末 手 当	市 長	(令和5年度支給割合)	
	副 市 長	3.40月分	
退 職 手 当	議 長 副 議 長 副 議 員	(令和5年度支給割合)	
		3.40月分	
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副 市 長	111万円×勤続年数×500/100 89.7万円×勤続年数×400/100	2,220万円 1,435.2万円 任期毎 任期毎
	備 考		

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

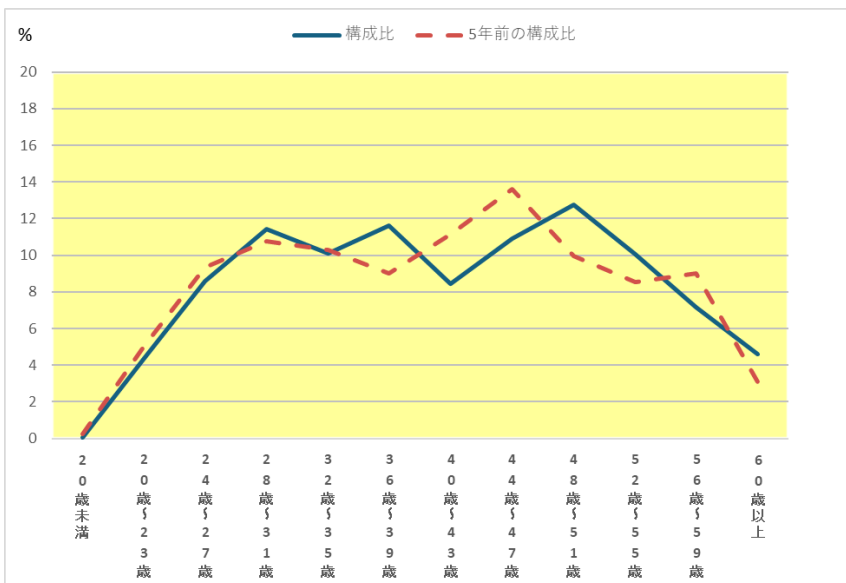
(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令和 5 年	令和 6 年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	19	19		
		総 務	449	462	13	組織改編 (8)
		税 務	143	141	▲ 2	派遣終了による減 (▲1)
		民 生	830	835	5	業務増 (5)
		衛 生	373	356	▲ 17	衛生センターの廃止による減員 (▲9)
		労 働	1	1		
		農 林 水 産	66	67	1	常勤化 (1)
計 画 部 門	計	商 工	43	43		
		土 木	218	213	▲ 5	組織改編 (▲3)
		計	2,142	2,137	▲ 5	〈 参 考 〉 人 口 1 万 人 当 た り 職 員 数 (R6) 50.91 人 (中核市平均の人口1万人当たりの職員数) 47.84 人
		教育部門	494	499	5	常勤化 (4)
		消防部門	486	498	12	
		小 計	3,122	3,134	12	〈 参 考 〉 人 口 1 万 人 当 た り 職 員 数 (R6) 74.67 人 (中核市平均の人口1万人当たりの職員数) 65.57 人
		公 営 企 業 計 等 部 門	病 院 水 道 交 通 下 水 道 そ の 他		462	450
	88			89	1	※水道部門は香川県広域水道企業団において対象とする。
	134			135	1	業務増 (1)
小 計	684			674	▲ 10	業務増 (1)
合 計	3,806			3,808	2	〈 参 考 〉 人 口 1 万 人 当 た り 職 員 数 (R6) 90.72 人
			[4,005]	[4,035]	[4,035]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和6年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	2人	164人	327人	435人	384人	442人	321人	415人	486人	383人	273人	176人	3,808人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年 度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	1,963	2,005	2,018	2,090	2,142	2,137	174 (8.9%)
教育	498	495	501	494	494	499	1 (0.2%)
消防	485	478	476	484	486	498	13 (2.7%)
普通会計計	2,946	2,978	2,995	3,068	3,122	3,134	188 (6.4%)
公営企業等会計計	702	725	717	682	684	674	▲28 (4.0%)
総 合 計	3,648	3,703	3,712	3,750	3,806	3,808	160 (4.4%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総 費 用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和 5年度	千円 9,944,277	千円 0	千円 527,465	% 5.3	% 5.1

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 220,999 千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 5年度	人 90	千円 359,587	千円 81,413	千円 153,755	千円 594,755	千円 6,608	千円 6,023

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度職員を含まない。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和6年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
下水道事業	47.7 歳	367,147 円	556,546 円
団 体 平 均	44.5 歳	334,536 円	501,579 円
事 業 者	歳		円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

高松市（下水道事業）	高松市（一般行政職）
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,708千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,605千円
（令和5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	（令和5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

高松市（下水道事業）	高松市（一般行政職・団体平均等）
（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 26.3655月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～22%加算) (退職時特別昇給 —) 1人当たり平均支給額 — 千円 15,958千円	（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 26.3655月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～22%加算) (退職時特別昇給 —) 1人当たり平均支給額 2,888千円 21,442千円

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支 給 実 績（令和５年度決算）			22,759千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和５年度決算）			252,880円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
高松市	６％	90人	６％

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		802千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		21,681円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）		41.1%		
手当の種類（手当数）		1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する支給 単価
汚物処理手当	直接汚物処理に従事した職員	汚物の処理・清掃、マンホール内の作業・測量等	802千円	日額 1,060円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	24,879千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	323千円
支給実績（令和4年度決算）	27,224千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	363千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当 (令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異動	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (令和5年度 決算)	支給職員1人当 り平均支給年額 (令和5年度決算)
管理職手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	8,763千円	674,100円
扶養手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	10,971千円	249,330円
住居手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	6,393千円	277,957円
通勤手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	6,786千円	84,819円
単身赴任手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	－ 千円	－ 円
管理職員特別勤務手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	60千円	20,000円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に支給 ・勤務1時間につき、 1時間あたりの給与額×25/100	同	同	－ 千円	－ 円

(2) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実質 収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費 用に占める職員給 与費比率
令和 5年度	千円 10,126,110	千円 68,955	千円 3,432,329	% 33.9	% 34.6

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	令和4年度の 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 5年度	人 469	千円 1,856,982	千円 1,036,308	千円 539,039	千円 3,432,329	千円 7,318	千円 7,297

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、令和6年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

給料の削減：平成25年1月1日から平成26年12月31日までの間(後述の期間を除く。)、給料の月額を職務の級に応じて1%～5%減額

平成25年7月から平成26年6月までの間、給料の月額を職務の級に応じて2.75%から8.75%減額(医師・歯科医師は1～5%減額)

平成30年1月1日から令和元年12月31日までの間、給料の月額を職務の級に応

じて 1 % ～ 5 % 減額

管理職手当の削減：平成 23 年度から平成 26 年度までの間、職層ごとの定額から一律 5 % 減額

平成 29 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日までの間、職層ごとの定額から一律 5 % 減額

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和 6 年 4 月 1 日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
病院事業（医師）	47.0 歳	604,873 円	1,496,975 円
（看護師）	40.8 歳	355,044 円	557,853 円
（医療技術）	40.1 歳	361,783 円	554,427 円
（事務）	41.1 歳	366,616 円	576,108 円
（労務）	歳	円	円
団 体 平 均	43.2 歳	335,999 円	600,119 円
事 業 者	歳	円	円

（注） 平均月収額には、期末勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

高松市（病院事業）	高松市（一般行政職等）
1 人当たり平均支給額（令和 5 年度） 1,163 千円	1 人当たり平均支給額（令和 5 年度） 1,605 千円
（令和 5 年度支給割合） 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.3625) 月分 (0.9625) 月分	（令和 5 年度支給割合） 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5 ～ 20 %	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5 ～ 20 %

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

高松市（病院事業）	高松市（一般行政職等）
（支給率） 自己都合 勸奨・定年 勤続 20 年 19.6695 月分 26.3655 月分 勤続 25 年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続 35 年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2 ～ 2.2 % 加算) (退職時特別昇給 —) 1 人当たり平均支給額 1,168 千円 23,281 千円	（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続 20 年 19.6695 月分 26.3655 月分 勤続 25 年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続 35 年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2 ～ 2.2 % 加算) (退職時特別昇給 —) 1 人当たり平均支給額 2,888 千円 21,442 千円

（注） 1 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、令和 5 年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

支 給 実 績（令和 5 年度決算）	153,003 千円
--------------------	------------

支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 5 年度決算）		336,640円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
高松市（下記を除く）	6 %	409人	6 %
< 医師・歯科医師 >	16 %	56人	16 %

エ 特殊勤務手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

支給実績（令和 5 年度決算）		225,950千円		
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 5 年度決算）		591,106円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和 5 年度）		83.9%		
手当の種類（手当数）		17		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和 5 年度決算）	左記職員に対する支給単価
自動車乗務職員手当	技能労務職	市民病院塩江分院に勤務する職員で、自動車の運転に従事するもの	0千円	月額 4,400 円
用地交渉等手当	一般企業職	土地の取得等又はこれに係る損失の補償のために行う交渉業務に従事した職員	0千円	1 日につき 650 円
交替制勤務手当	看護職	交替制勤務等に従事することにより、通常利用している交通機関を利用できない職員	0千円	1 回につき 1,140 円
診療指導手当	医師又は歯科医師	病院に勤務する医師又は歯科医師で医療技術の指導に従事するもの	38,642千円	月額250,000 円までの範囲 内で管理者が 定める額
研究手当	医師又は歯科医師	病院に勤務する医師又は歯科医師で次に掲げるもの （1） みんなの病院院長 （2） みんなの病院副院長又は市民病院塩江分院院長 （3） みんなの病院院長補佐 （4） 市民病院塩江分院副院長又はみんなの病院医療局長 （5） 総括部長 （6） 市民病院塩江分院医療局長又は診療部長 （7） 医長 （8） 副医長 （9） 医員	35,751千円	月額100,000 円 月額80,000円 月額75,000円 月額70,000円 月額65,000円 月額60,000円 月額50,000円 月額40,000円 月額30,000円
病院業務従事手当	全職種	（1） 病院に勤務する栄養士、調理職員又は精神病棟、感染症病棟若しくは感染症病室に勤務する用務職員 （2） 病院に勤務する職員（前号に該当する職員及び条例第 4 条の規定の適用を受ける職員を除く。）で、医療業務に従事したもの （3） 前 2 号のいずれかに該当する者で、精神保健指定医の診察の立会い又は入院のための患者の移送の業務に従事したもの	110千円 84千円 0千円	1 日につき 150円（第 3 号 の適用を受け る場合を除く 。） 1 日につき 130円（次号の 適用を受ける 場合を除く。 ） 1 日につき 290円

(新型コロナウイルス感染症にかかる特例)	(2) 前号に定める処理作業のうち消毒の作業に従事したもの		1 日につき 400円
	上記の業務が新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であって、新型コロナウイルス感染症患者等の診療、看護若しくはこれらの者に接するもの若しくは新型コロナウイルス感染症の病原体が付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理を行うもの又はこれらに準ずるものとして管理者が認めるものであるとき	411千円	1 日につき 3,000円
	新型コロナウイルス感染症患者等の身体に接触して、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う業務その他管理者がこれに準ずると認めるものであるとき	13,614千円	1 日につき 4,000円
診療手当	(1) みんなの病院の産科に勤務する医師又は助産師で、分べんの業務に従事したもの(助産師にあつては正規の勤務時間(就業規則第31条又は第32条の規定の適用がある場合を除く。)以外(以下「正規の勤務時間以外」という。)に従事した場合に限る。) ア 医師 イ 助産師 (2) 病院に勤務する医師(管理職手当の支給を受けている者に限る。)で、宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた時間において1時間以上の診療業務に従事したもの ア 診療業務に従事した時間(以下「診療時間」という。)が1時間以上2時間未満である場合 イ 診療時間が2時間以上4時間未満である場合	26,103千円	1 件につき 10,000円 1 件につき 5,000円 1 回につき 6,000円 1 回につき 12,000円 (日直勤務(その従事時間が高松市立病院宿日直規程(平成23年高松市病院局管理規程第18号。以下「宿日直規程」という。)第3条第1項第2号に規定する従事時間であるもの)に限る。以下この項に

			ウ 診療時間が4時間以上6時間未満である場合 エ 診療時間が6時間以上である場合（オに該当する場合を除く。） オ 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた時間の全部において診療業務に従事した場合 （3） 病院に勤務する医師又は歯科医師（管理職手当の支給を受けている者を除く。）で、宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた時間において診療業務に従事したもの ア 日直勤務において診療時間が3時間45分を超えた場合（ウに該当する場合を除く。） イ 宿直勤務において診療時間が10時間15分を超えた場合（ウに該当する場合を除く。） ウ 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた時間の全部において診療業務に従事した場合 （4） 病院に勤務する医師で、救急患者（救急車による外来患者をいう。）の診療業務に従事したもの	において同じ。 ）において診療時間が3時間45分を超えた場合は、 22,000円） 1回につき 18,000円 （日直勤務の場合には、 28,000円） 1回につき 24,000円 （日直勤務の場合又は宿直勤務（その従事時間が宿日直規程第3条第1項第1号に規定する従事時間であるものに限る。以下この項において同じ。 ）において診療時間が10時間15分を超えた場合は、 34,000円） 1回につき 44,000円（宿直勤務を命ぜられた時間が5時間未満の場合は、 28,000円） 1回につき 10,000円 1回につき 10,000円 1回につき 20,000円（宿直勤務を命ぜられた時間が5時間未満の場合は、 10,000円） 1件につき 3,000円 （当該診療業務が正規の勤
--	--	--	---	--

		(5) みんなの病院に勤務する医師で、正規の勤務時間以外に全身麻酔の業務に従事したもの (6) 病院に勤務する医師で、病院と公的医療機関等（医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関又は地方公共団体その他管理者が認める団体をいう。以下同じ。）との間においてあらかじめ締結した協定に基づき、正規の勤務時間中において当該公的医療機関等から依頼のあった診療の応援業務に従事したもの (7) 病院に勤務する医師で、病院相互間において行われる診療の応援業務に従事したもの		勤務時間以外に開始された場合は、5,000円) 1件につき 5,000円 1日につき 10,000円 （3時間未満の場合は、 6,000円） 1日につき 5,000円 （臨時又は緊急の必要による応援業務に従事した場合は、10,000円）
輪番業務従事手当	医師	病院に勤務する医師で、病院群輪番制による二次救急業務に従事したもの	1,030千円	1回につき 10,000円（4時間以下の場合は、5,000円）
待機手当	医師 看護職 医療技術職	病院に勤務する医師（産科、婦人科及び麻酔科の医師に限る。）又はその他の職員（診療放射線技師、臨床検査技師、薬剤師、助産師及びみんなの病院の手術室又は3病棟に勤務する看護師に限る。）で、救急患者に対処するため、正規の勤務時間以外において自宅等での待機の態勢を命ぜられたもの ア 午後5時15分から翌日の午前8時30分まで待機した職員（みんなの病院の3病棟に勤務する看護師を除く。以下この項アにおいて同じ。）又は週休日、休日若しくはこれに相当する日に午前8時30分から午後5時15分まで待機した職員 イ 午後7時15分から翌日の午前8時30分まで待機した職員（手術室に勤務する看護師でアの規定の適用を受けないものに限る。） ウ 午前1時から午前7時まで待機した職員（みんなの病院の3病棟に勤務する看護師又	6,941千円	1回につき 3,000円 1回につき 2,600円 1回につき 1,200円

		は助産師（アの規定の適用を受けない者に限る。）に限る。）		
夜間看護等手当	看護職	（１） 病院に勤務する看護師又は管理者がこれに準ずると認める職員（いずれも正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後１０時から午前５時までの間をいう。以下同じ。）である場合に限る。）で、当該深夜において看護等の業務に従事したものの ア 当該正規の勤務時間が深夜の全部を含むものである場合 イ 当該正規の勤務時間が深夜の一部を含むものである場合 （ア） 深夜における勤務時間が４時間以上のとき （イ） 深夜における勤務時間が２時間以上４時間未満のとき （ウ） 深夜における勤務時間が２時間未満のとき （２） 病院に勤務する職員（看護師及び前号の職員を除くものとし、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜である場合に限る。）で、当該深夜において看護補助の業務に従事したものの	59,437千円	１回につき 6,650円 １回につき 3,550円 １回につき 3,100円 １回につき 2,150円 １回につき 3,500円
災害応急作業等手当	全職種	（１） 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場において巡回監視の業務に従事した職員 （２） 異常な自然現象により重大な災害が発生した箇所又は発生するおそれの著しい箇所での応急作業又は応急作業のための災害状況の調査の業務に従事した職員 （３） 市の区域外で管理者が認めるもの	0千円	１日につき 480円 （日没から日出までの間において従事した場合はその額にその100分の50に相当する額を加算した額） １日につき 730円 （日没から日出までの間において従事した場合はその額にその100分の50に相当する額を加算した額） １日につき 1,080円 （日没から日出までの間において従事した場合はその額にその100分の50に相当

				する額を加算した額)
年末年始等勤務手当	全職種	(1) 年始(1月1日から同月3日まで。以下同じ。) 又は年末(12月29日から同月31日までをいう。以下同じ。)に平常勤務の態様で勤務に従事した職員 ただし、病院に勤務し、直接病棟用務に従事した用務職員又は直接調理業務に従事した調理職員 (2) 年始又は年末に宿直勤務又は日直勤務に従事した職員 ただし、前号ただし書に定める勤務場所において宿直勤務又は日直勤務に従事した職員	4,199千円	1日につき 5,300円(4時間以下の場合 は2,650円) 1日につき 8,400円(4時間以下の場合 は4,200円) 1夜又は1日につき5,300円(半夜又は半日(4時間以下)の場合 は2,650円) 1夜又は1日につき8,400円(半夜又は半日(4時間以下)の場合 は4,200円)
看護職員等処遇改善手当	看護職	みんなの病院に勤務する看護職員(助産師、看護師、准看護師及び保健師をいう。)	33,813千円	月額10,000円
	医療技術職	みんなの病院に勤務する栄養士、社会福祉士又は医療職給料表(二)の適用を受ける職員(薬剤師を除く。)		月額6,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	260,007千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度)	616千円
支給実績(令和4年度決算)	276,870千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度)	661千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人 当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 6,500円 ・子 10,000円 ・上記以外の扶養親族 6,500円 ・配偶者がいない場合1人目の子 10,000円	同じ	—	40,890千円	253,187円

	※満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの間にある子1人につき5,000円加算				
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け、一定額を超える家賃を支払っている職員又は世帯主である職員に支給 【借家・借間居住者】 ・家賃23,000円以下 家賃－12,000円 ・家賃23,000円超55,000円以下 (家賃額－23,000円) × 1/2 + 11,000円 ・家賃55,000円超 27,000円	同じ	—	32,326千円	307,135円
通勤手当	通勤のために交通機関等の利用を常例とすること、運賃等の負担を常例とすること、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること 【公共交通機関等の利用者】 ・原則として、6か月定期券相当額（上限額なし） 【自動車等の使用者】 通勤のために自動車等の使用を常例とすること、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること 支給額：2,700円～30,700円	同じ	—	30,719千円	86,492円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職のうち、管理者の定めるものに支給 ・属する職務の級及び区分に応じ定める額（定額） 29,500～111,700円	同じ	—	45,629円	814,795円
初任給調整手当	医員の職等にある職員に、採用の日から一定期間支給 ・職員の区分及び採用日以後の期間の区分に応じ 309,200円以内	同じ	—	153,066千円	3,046,099円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給	同じ	—	34,200千円	355,627円
単身赴任手当	異動または勤務所の移転により単身で生活する職員に支給	同じ	—	960千円	371,613円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に支給 ・勤務1時間につき、1時間あたりの給与額 × 25/100	同じ	—	39,966千円	212,584円
管理職員特別勤務手当	(1)管理職員が臨時又は緊急の必要により週休日等に勤務した場合に支給 勤務1回	同じ	—	28千円	9,333円

	につき 6,000円～ 12,000円（勤務6時間超 9,000円～18,000円） (2) 平日深夜に勤務した場 合に支給 勤務1回につき 3,000円 ～6,000円				
--	--	--	--	--	--